

能登町新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年6月改定

能登町

【目 次】

はじめに	1
1. 改定の目的	1
2. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	2
3. 特措法の対象となる感染症	3
4. 町行動計画の作成	4
5. 新型コロナウイルス感染症対応での経験	5
第1部 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針	6
第1章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な考え方等	6
第1節 対策の目的	6
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	7
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	8
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	11
第5節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担	15
第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点	18
第1節 町行動計画における対策項目	18
第3章 町行動計画の実効性を確保するための取組等	23
第1節 町行動計画等の実効性確保	23
第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	25
第1章 実施体制	25
第1節 準備期	25
第2節 初動期	26
第3節 対応期	27
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	29
第1節 準備期	29
第2節 初動期	32
第3節 対応期	34
第3章 まん延防止	36
第1節 準備期	36
第2節 初動期	37
第3節 対応期	38

第4章	ワクチン	39
第1節	準備期	39
第2節	初動期	43
第3節	対応期	44
第5章	保健	46
第1節	準備期及び初動期	46
第2節	対応期	47
第6章	物資	48
第1節	準備期	48
第2節	初動期及び対応期	49
第7章	町民生活及び地域経済の安定の確保	50
第1節	準備期	50
第2節	初動期	52
第3節	対応期	53
第3部	能登町新型インフルエンザ等対策推進体制	55
	用語集	60

はじめに

1. 改定の目的

令和2年（2020年）1月に国内で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下、「新型コロナ」という。）の感染者が確認されて以降、感染拡大により、人々の生命及び健康が脅かされ、経済や暮らしなど社会全般に大きく影響がもたらされた。

この未曾有の感染症危機*において、次々と変化する事象に対し、能登町（以下、「町」という。）は、国及び石川県（以下、「県」という。）等と連携し、必要な対策を講ずるとともに、町民、事業者、医療関係者等が一丸となって取組を進めた。

今回の能登町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「町行動計画」という。）の改定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下、「特措法」という。）をはじめとする法改正等に的確に対応するとともに、新型コロナへの対応（以下、「新型コロナ対応」という。）で明らかになった課題や経験を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外にも幅広い感染症による危機に対応できる地域社会を目指すものである。

町行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期するとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。

*：用語集（P61～P65）に収載している用語

2. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらの感染症が発生した場合は、国家の危機管理として対応する必要がある。

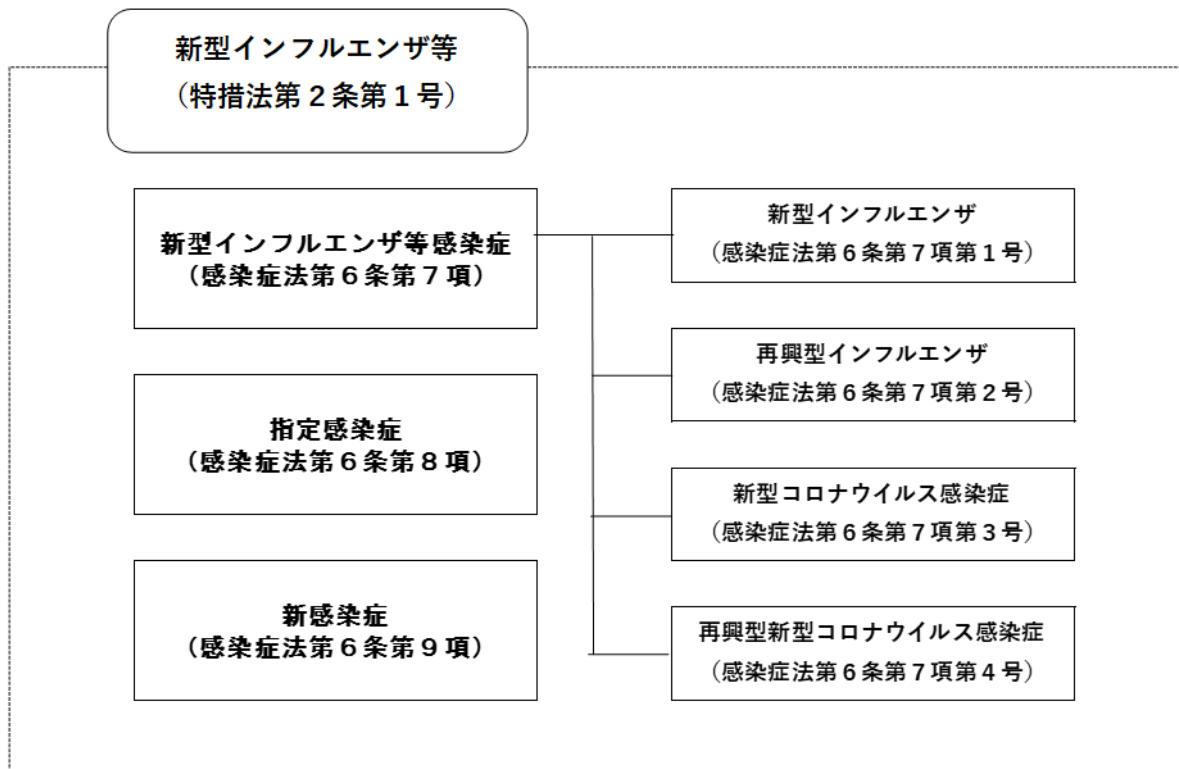
措置法は、病原性*が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関*、事業者等の責務、新型インフルエンザ等*の発生時における措置、まん延防止等重点措置*、緊急事態措置*等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下、「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

3. 特措法の対象となる感染症

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、以下のとおりである。

国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものを対象としている。

- ① 新型インフルエンザ等感染症(新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、再興型新型コロナウイルス感染症)
- ② 指定感染症(当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)
- ③ 新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)



※新型コロナウイルス感染症のうち、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)は、感染症法施行規則第1条第15号において5類感染症*に位置付けされているため、本項の新型コロナウイルス感染症には含まない。

4. 町行動計画の作成

特措法が制定される以前からも、国は新型インフルエンザにかかる対策に取り組んできた。平成 17 年（2005 年）11 月に、国は「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を作成しており、平成 21 年（2009 年）の新型インフルエンザ（A/H1N1）対応の教訓を踏まえ、平成 24 年（2012 年）に特措法が制定され、国は特措法に基づく計画として、平成 25 年（2013 年）に新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下、「政府行動計画」という。）を作成している。

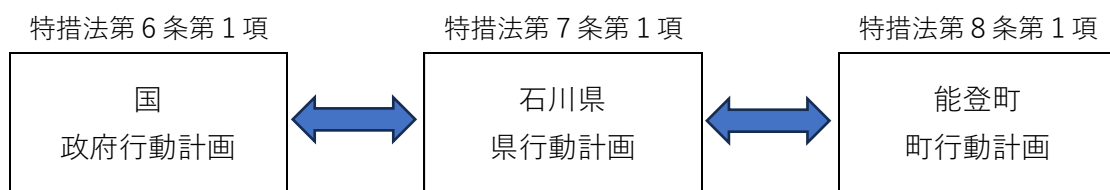
県は国の行動計画に準じて、平成 17 年 12 月に「石川県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。その後、平成 26 年（2014 年）3 月に既存の計画を改定し、特措法に基づく「石川県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「県行動計画」という。）を作成した。さらに令和 6 年（2024 年）7 月に政府行動計画改定を踏まえ、令和 7 年（2025 年）3 月に県行動計画も改定を行った。

県行動計画は、市町新型インフルエンザ等対策行動計画を作成する際の基準となるべき事項等についても定めており、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示している。また、感染症法に基づき作成する石川県感染症予防計画（以下、「予防計画」*という。）、医療法に基づく石川県医療計画（以下、「医療計画」*という。）及び地域保健対策の推進に関する基本的な指針*に基づく健康危機対処計画*と整合性を図っている。

町においては、国や県の行動計画を踏まえ、特措法第 8 条の規定に基づく「能登町新型インフルエンザ等対策行動計画」を平成 26 年 3 月に策定した。

今般、令和 6 年 7 月の政府行動計画改定、令和 7 年 3 月の県行動計画改定を踏まえ、町行動計画についても改定を行った。

なお、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、これまでの経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、国はおおむね 6 年ごとに政府行動計画の改定についての検討を行うこととしており、町においても政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえ、町行動計画を見直すものとする。



5. 新型コロナウイルス感染症対応での経験

令和元年（2019 年）12 月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、令和 2 年（2020 年）1 月には国内でも新型コロナの感染者が確認された。

同月には、閣議決定による政府対策本部（新型コロナウイルス感染症対策本部）が設置され、同年 2 月には、国において、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の立上げや「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」の決定等が行われた。同年 3 月には特措法が改正され、新型コロナを特措法の適用対象とし、特措法に基づく政府対策本部の設置、基本的対処方針*の策定が行われる等、特措法に基づき政府を挙げて取り組む体制が整えられた。

その後、特措法に基づく緊急事態宣言*（特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言をいう。以下同じ。）の発出、医療提供体制の強化、予備費による緊急対応策や補正予算による対策、まん延防止等重点措置の創設等の特措法改正、変異株への対応、ワクチン接種の実施、行動制限の緩和等、ウイルスの特性や状況の変化に応じて、国家の危機管理として新型コロナ対応が行われた。

県においても、石川県新型インフルエンザ等対策本部（以下、「県対策本部」という）を設置し、国の策定した基本的対処方針を踏まえ、医療提供体制の確保や、国に対するまん延防止等重点措置の要請等、状況の変化に応じた新型コロナ対応が行われた。

今般、3 年超にわたって特措法に基づき新型コロナ対応が行われたが、この経験を通じて強く認識されたことは、感染症危機が、社会のあらゆる場面に影響し、町民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活を始めとする町民生活の安定にも大きな脅威となるものであったことである。

また、新型コロナ対応では、全ての町民が様々な立場や場面で当事者として感染症危機と向き合うこととなった。この間の経験は、感染症によって引き起こされるパンデミックに対し、国家の危機管理として社会全体で対応する必要があることを改めて浮き彫りにした。

そして、感染症危機は、決して新型コロナ対応で終わったわけではなく、次なる感染症危機は将来必ず到来するものである。

第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な考え方等

第1節 対策の目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。病原性が高くまん延するおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、町民の生命及び健康や町民生活及び地域経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、町民の多くが患するおそれがあるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置き、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

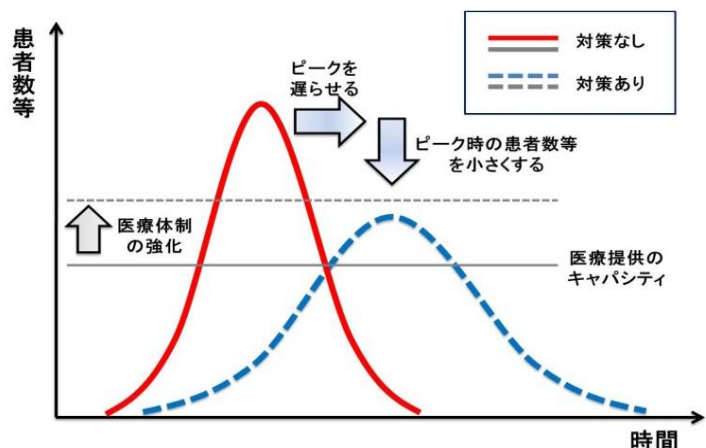
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン接種等までの時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることにより、患者数が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な治療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替えを円滑に行うことにより、町民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- ・ 町民の生活及び経済の安定を確保する。
- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者数の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は町民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

〈対策の概念図〉



第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

町行動計画は、政府行動計画や県行動計画を踏まえ、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性*、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが町民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、町行動計画で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

また、町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、町及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や町民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ*等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症*等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

(1) 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては第2部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分で具体的な対策内容の記載を行う。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

(2) 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

具体的には、前述の（1）の「有事のシナリオの考え方」も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう以下のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

○初動期（A）

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大

のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

対応期については、以下のBからDまでの時期に区分する。

- ・ 封じ込めを念頭に対応する時期（B）
- ・ 病原体の性状等に応じて対応する時期（C-1）
- ・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（C-2）
- ・ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（D）

○対応期：封じ込めを念頭に対応する時期（B）

政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する。

町は、県と連携し、町内の感染状況の把握に努め、感染拡大防止のための措置を実施する。また、町民への正確な情報提供と相談体制の整備を行う。

その後の感染拡大が進んだ時期については、対策の切替えの観点から、以下のよう

○対応期：病原体の性状等に応じて対応する時期（C-1）

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、県が実施する感染拡大防止措置等に協力する。また、町の権限の範囲内で感染拡大防止対策を講ずる。

町では、国及び県の方針に基づき、町内の医療機関や関係機関と連携し、町民の健康被害を最小限に抑えるための対策を実施する。また社会機能の維持に必要な事業の継続を支援する。

○対応期：ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（C-2）

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。）。

町は、ワクチン接種体制を整備し、町民へのワクチン接種を円滑に実施する。

○対応期：特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（D）

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第2部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期に必要となる対策の選択肢を定める。

特に対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」（C-1）においては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。

また、病原性や感染性等の観点からのリスク評価の大括りの分類に応じた対策を定めるに当たっては、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。

また、対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」（C-2）については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」（D）を迎えることも想定される。

なお、感染や重症化しやすいグループが特に子どもや若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

町は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、町行動計画等に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の(ア)から(エ)までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進等を行う。

(ア) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

(イ) 関係者や町民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や町民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

(ウ) 予防接種体制、リスクコミュニケーション等の備え

有事の際の速やかな対応が可能となるよう、予防接種体制の整備、リスクコミュニケーション*等について平時からの取組を進める。

(エ) 情報の有効活用、国や県との連携等のためのDXの推進や人材育成等

医療関連情報の有効活用、国や県との連携の円滑化等を図るためのDXの推進、訓練や研修等を通じた人材育成を行う。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により町民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の(ア)から(オ)の取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替えを円滑に行い、町民の生命及び健康の保護と町民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(ア) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。

(イ) 医療提供体制と町民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には、県と連携しながら、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。リスク評価に基づき、県が実施する感染拡大防止措置等に協力する。また、町の権限の範囲内で感染拡大防止対策を講ずる。その際、影響を受ける町民や事業者を含め、町民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意し、必要な支援策を検討・実施する。

(ウ) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見に基づく病原体の性状の把握、医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。

特に町が所管する学校・保育施設や高齢者施設における対応、町主催イベントの実施判断、公共施設の利用制限等について、状況に応じた対応を行う。

(エ) 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

(オ) 町民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、町民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及する。また、こどもを含め様々な年代の町民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有を行う。また、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特に県がまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける町民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信する。

(3) 基本的人権の尊重

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たり、国民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行

動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても町民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事^{*}における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

町対策本部は、政府対策本部及び県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。町は、特に必要があると認めるときは、県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる感染対策について、平時から検討し、感染症有事に備える。

(7) 感染症危機下の災害対応

町は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化、避難所施設の確保等を進め、県とも連携し自宅療養者等の避難体制を整える。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国及び県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

(8) 記録の作成や保存

町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

(9) 対策に関わる医療従事者や行政職員のメンタルヘルス支援

感染症対策において、新たな感染症への恐怖・不安や、収束の見通しが見えないこと等により、対策にあたる医療従事者や行政職員等の心身面に多大な影響を

生じる可能性がある。そのため、町は新型インフルエンザ等対策に関わる医療従事者や行政職員のメンタルヘルス支援を行う。

第5節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

- ・国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県、市町村及び指定（地方）公共機関等が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。
- ・国は、世界保健機関（WHO）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。
- ・国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。
- ・国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下、「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等対策に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組みを総合的に推進する。
- ・指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。
- ・国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 県の役割

- ・県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し、的確な判断と対応を行う。
- ・県は、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定^{*}を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関や宿泊施設等と検査等措置協定^{*}を締結し、検査体制を構築すること等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。こうした取組においては、県は、保健所を設置する金沢市、感染症指定医療機関^{*}（第一種及び第二種感染症

指定医療機関に限る、以下同じ。)、学識経験者等で構成される石川県感染症連携協議会（以下「連携協議会」という。）等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行う。

- ・ 県は、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行い、これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等とまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA*サイクルに基づき改善を図る。

（３）町の役割

- ・ 町は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき的確に対策を実施する。
- ・ 町は、対策の実施にあたっては、県や近隣市町と緊密な連携を図る。

（４）医療機関の役割

- ・ 医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修や訓練、個人防護具*を始めとした必要となる感染症対策物資等*の確保等を推進する。
- ・ 医療機関は、新型インフルエンザ等の患者*の診療体制を含めた、業務継続計画*の策定及び連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進める。
- ・ 医療機関は、新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の確保、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

（５）指定（地方）公共機関の役割

- ・ 指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

（６）登録事業者*の役割

- ・ 特措法第28条に規定する特定接種*の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

(7) 一般の事業者の役割

- ・事業者は、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。
- ・事業者は、町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

(8) 町民の役割

- ・町民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時に取るべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、日頃から健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食糧品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。
- ・町民は、新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等について情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

第1節 町行動計画における対策項目

(1) 町行動計画の主な対策項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切り替えのタイミングを示し、町や関係機関等においてもわかりやすく、取り込みやすいようにするため、以下の7項目を町行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 町民生活及び地域経済の安定の確保

(2) 対策項目ごとの基本理念と目標

町行動計画の主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、以下に示す①から⑦までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

① 実施体制

感染症危機は町民の生命及び健康や町民生活及び地域経済に広く大きな被害を及ぼすことから、町の危機管理の問題として取り組む必要がある。国、県、町、国立健康危機管理研究機構（Japan Institute for Health Security）*（以下、「JIHS」という。）、研究機関、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図り、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、国や県及び関係機関が公表している情報等をもとに、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーション*を行い、町民等、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、町は、平時から、町民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

③ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、町民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。特に有効な治療薬がない場合や予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。

このため、病原体の性状等を踏まえたリスク評価を適時適切に行い、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、県を通じて特措法に基づき、必要と考えられる地域・期間等において、国に対してまん延防止等重点措置や緊急事態措置の要請を行う。

一方で、特措法第5条において、町民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

④ ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、町民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医

療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。そのため、国、県及び町は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

⑤ 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、町は、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、町民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、町民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

また、町は、県との連携を密にし、県が行うまん延防止対策に協力するとともに、県から総合調整や指示があった場合には、これに従い適切に対応する。

新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の新型インフルエンザ等の患者が発生した場合には、町の保健部門においても業務負荷の急増が想定される。このため、町は、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICT*の活用等を通じた業務効率化・省力化を行う。また、県や保健所が行う健康観察*等については、県の要請に基づき、必要に応じて協力し、地域の実情に応じた対応を行う。

⑥ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の円滑な実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、町は、感染症対策物資を備蓄するとともに関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等を推進する。

⑦ 町民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、町民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、町は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や町民等に必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定（地方）公共機関は、業務計画の策定等の必要な準備を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、国、県及び町は、町民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や町民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

(3) 複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下のⅠからⅢまでの視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。それぞれ考慮すべき内容は以下のとおりである。

Ⅰ. 人材育成

Ⅱ. 国や県、他市町との連携

Ⅲ. DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

Ⅰ. 人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠である。

その際に、町は、県や保健所が実施する研修等への職員の積極的な参加を促すとともに、多くの人々が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、より幅広い人材を対象とした訓練や研修等を通じ人材育成を行い、感染症危機対応を行う人材の裾野を広げる取組を行うことが重要である。

また、リスクコミュニケーションを含め、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のための研修等の取組、日頃からの保健部門と危機管理部門との連携や連動等が求められる。

新型コロナ対応の経験を有する者の知見を、他の職員にも共有する機会を設け、できる限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるように備えることも重要である。災害対応等における全庁体制等の類似業務の経験でのノウハウや知見の活用も行いながら、必要な研修及び訓練や人材育成を進めることにも取り組むべきである。

Ⅱ. 国や県、他市町との連携

新型インフルエンザ等の対応に当たって、国と地方公共団体との適切な役割分担の下、国が基本的な方針を定め、それを基に、県は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保を始めとした多岐にわたる対策の実施を地域の実情に応じて行う。また、町は住民に最も近い行政単位として予防接種や住民の生活支援等の役割を担うとともに、地域の実情に応じた対策を実施する。

新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、国及び県との連携体制を平時から整えておくことが不可欠である。さらに、新型インフルエンザ等への対応では、地域や町の境界を越えた人の移動や感染の広がり等があることから、平時から県や他市町と積極的に連携し、準備を行うことが重要である。また、人材育成等の平時の備えにおいて、単独での対応が難しい場合があるため、平時からの市町間の広域的な連携による取組や県等に対して必要に応じ支援等を求める。

新型インフルエンザ等の発生の初期段階からの迅速な対応を可能にするためには、新型インフルエンザ等に関するデータや情報の円滑な収集や共有・分析等が感染症危機の際に可能となることが求められる。このため、平時から国と県等の連携体制やネットワークの構築に努める。

新型インフルエンザ等対策に当たっては、平時から県との意見交換を進め、新型インフルエンザ等の発生時における新型インフルエンザ等対策の立案及び実施に当たって、対策の現場を担う町の意見を適切に反映させるよう努める。また、国及び県と共同して訓練等を行い、連携体制を不断に確認及び改善していくことが重要である。

Ⅲ. DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

近年取組が進みつつある DX は、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できる。また、新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っている。

新型コロナ対応を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことを目指し、国及び県と連携しながら、感染症危機対応に備えた DX を推進していくことが不可欠である。

DX 推進の取組として、国において、接種対象者の特定や接種記録の管理等予防接種のデジタル化及び標準化により全国ネットワークの構築、電子カルテ情報の標準化等を進めていくとともに、国と地方公共団体、各地方公共団体間、行政機関と医療機関等との間の情報収集、共有、分析の基盤を整備していくことが重要である。

こうした取組を進めていくに当たっては、視覚や聴覚等が不自由な方等にも配慮した、町民一人一人への適時適切な情報提供・共有を行うことが重要である。

また、国や県の動向を踏まえ、町も国や県と連携して、予防接種記録の DX 等、対策を行っていく。

第3章 町行動計画の実効性を確保するための取組等

第1節 町行動計画等の実効性確保

(1) EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく政策の推進

町行動計画等の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組について、できる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要である。

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の実施に当たっては、国や県から提供されるデータに加え、町独自に収集する情報や統計等のデータを活用するEBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）*の考え方に基づいて政策を実施する。具体的には、県の協力を得ながら、町内の感染状況、医療提供体制、町民生活への影響、地域経済への影響などのデータを収集・分析し、町の地域特性を踏まえた効果的な対策を講じる。

(2) 新型インフルエンザ等への備えの機運（モメンタム）の維持

町行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、町行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運（モメンタム）の維持を図る。

(3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。町は、国及び県と連携し、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行う。

(4) 町行動計画の必要な見直し

町は、国及び県の行動計画の定期的な見直しに合わせ、新興感染症等について新たに得られた知見等、状況の変化に合わせて、町行動計画について必要な見直しを行うことが重要である。なお、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合には、上記の期間にかかわらず、その対応経験を基に、

町行動計画の見直しを行う。

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組**第1章 実施体制****第1節 準備期****(1) 目的**

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、全庁一体となった取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係課局の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

(2) 所要の対応**1-1. 実践的な訓練の実施**

町は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

1-2. 町行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 町は、町行動計画を作成するとともに必要に応じ変更する。町は、町行動計画を作成又は変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。
- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成し、必要に応じて変更する。
- ③ 町は、県や関係機関による研修も活用しつつ、新型インフルエンザ等対策に携わる行政職員の養成等を行う。

1-3. 国及び地方公共団体等の連携の強化

- ① 町は、国、県及び指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、業界団体や関連する学会等の関係機関と、情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、事態を的確に把握するとともに、町民の生命及び健康を守るため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、県が石川県新型インフルエンザ等対策警戒本部（以下、「県警戒本部」という。）等を設置した場合においては、健康福祉課長は、必要に応じて能登町新型インフルエンザ等対策庁内連絡会議（以下、「庁内連絡会議」という。）を開催し、関係課局における認識の共有を図るとともに、連携を確保し、各関係課局の重要業務を継続する体制を整える。

(2) 所要の対応

2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策本部を、県が対策本部を設置した場合において、町は、必要に応じて、能登町新型インフルエンザ等対策本部（以下、「町対策本部」という。）を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- ② 町は必要に応じて、第1節（準備期）1-2 を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

第3節 対応期

(1) 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、町及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。感染症危機の状況並びに町民生活及び地域経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染力、遺伝子型等）を踏まえ、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療方法の開発・確立等大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

(2) 所要の対応

3-1. 基本となる実施体制の在り方

町は、県対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

- ① 町は、新型インフルエンザ等のまん延により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し特定新型インフルエンザ等対策*の事務の代行を要請する。
- ② 町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町又は県に対して応援を求める。

3-1-2. 新型インフルエンザ等対策に携わる職員への対応

町は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員への心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。

3-1-3. 必要な財政上の措置

町は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

3-2. 緊急事態措置の検討等について

緊急事態宣言は、緊急事態措置を講じなければ、医療提供体制の限界を超えてしまい、国民の生命及び健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。

3-2-1. 緊急事態宣言の手続

町は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置する。町は、町の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関わる総合調整を行う。また、町から県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう、必要に応じて要請する。

3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-3-1. 町対策本部の廃止

町は、政府対策本部や県対策本部が廃止された時は、遅滞なく町対策本部を廃止する。

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション**第1節 準備期****(1) 目的**

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、町民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、平時から、町は、町民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、町による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた町民等への情報提供・共有の項目、手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等について整理し、あらかじめ定める。

(2) 所要の対応**1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における町民等への情報提供・共有****1-1-1. 町における感染症に関する情報提供・共有について**

町は、平時から県と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について各種媒体を活用し、継続的かつ適時に、わかりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、町による情報提供・共有が有用な情報源として、町民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、町は、保健部門や福祉部門、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について情報提供・共有を行う。

また、学校等においては、こどもにもわかりやすい情報提供・共有を行う。

1-1-2. 偏見・差別等に関する啓発

町は、感染症は誰でも感染する可能性のあるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げになること等について啓発する。これらの取組等を通じ、町による情報提供・共有が有用な情報源として、町民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

1-1-3. 偽・誤情報に関する啓発

町は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって増幅されるインフォデミック（信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖とともに急激に拡散され社会に混乱をもたらす状況）の問題が生じ得ることから、AI（人工知能）技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、町民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるよう、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発等を行う。

これらの取組を通じ、町による情報提供・共有が有用な情報源として、町民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

1-2. 新型インフルエンザ等発生時における情報提供・共有体制の整備等

1-2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

- ① 町は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、町民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、町民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。
- ② 町として、一体的かつ整合的な、いわゆるワンボイスでの情報提供・共有を行うことができるよう、必要な体制や方法を整理する。
- ③ 町は、新型インフルエンザ等発生時に、県や業界団体等を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。
- ④ 町は、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、国等が示す公表基準や関係法令等の運用を踏まえ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。

1-2-2. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- ① 町は、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを定期的に行うことができるよう、情報の受取手である町民等の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等を整理し、必要な体制を整備する。
- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生時に、町民等から相談に応じるため、国の要請を受けて、コールセンター等の相談体制を構築できるよう準備する。町

は、町民等が理解しやすい情報提供・共有を行うため、職員に対する研修を実施し、手法の充実や改善に努める。

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、町民等に新型インフルエンザ等の特性や対策の状況等に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、町民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。その際、双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げになること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見に基づく正確な情報を繰り返し提供・共有する等、町民等の不安の解消等に努める。

(2) 所要の対応

町は、その時点で把握している国内外の科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、町内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、町民等に対して、以下のとおり情報提供・共有する。

2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 町は、町民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整理・活用し、上記の情報に基づいて、迅速かつ一体的に情報提供を行う。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。また、町民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。
- ② 町は、町民等の情報収集の利便性向上のため、国、県及び関係機関の情報等について、必要に応じ、集約の上、総覧できるウェブサイトを立ち上げる。

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 町は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、コールセンター等に寄

せられた意見等を通じて、情報の受取手である町民等の反応や関心を把握し、双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努める。

- ② 町は、国からの要請を受けてコールセンター等を設置する。

2-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げになること等について、その状況を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。

また、町民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図れるよう、SNS等各種媒体による偽・誤情報の流布に対する啓発を行うとともに、それらの情報の否定や訂正等も含め正確な情報について、町の広報媒体を通じた積極的な発信を継続する。具体的には、国や県、関係機関から出される感染状況やワクチンの副反応などを町の有線テレビや公式ライン等で迅速かつわかりやすく情報提供する。

第3節 対応期

(1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適正に判断や行動できるようにすることが重要である。

このため、町は町民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する町民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、町民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かり易く提供・共有する。その際、双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げになること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤り情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等の不安の解消等に努める。

(2) 所要の対応

町は、その時点で把握している科学的知見等に基づき、町内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、対策の決定プロセスや理由（どのような科学的知見等を考慮してどのように判断がなされたのか等）、実施主体等を明確にしながら、関係機関や町民等に対し、以下のとおり情報提供・共有を行う。

3-1. 基本的方針

3-1-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 町は、町民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発するよう努める。また、町民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。
- ② 町は、町民等の情報収集の利便性向上のため、国、県及び関係機関の情報等について、必要に応じ、集約の上、総覧できるウェブサイトを運営する。

3-1-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 町は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、寄せられた意見等を通じて、情報の受取手である町民等の反応や関心を把握し、双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努める。
- ② 町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。

3-1-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げになること等について、その状況を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、町民等に周知する。

また、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

第3章 まん延防止

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、町民の生命及び健康を保護する。

このため、対策の実施等に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から行う。

また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、町民や事業者の理解促進に取り組む。

(2) 所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等

町及び学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センター*に連絡して指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行う等の感染症有事の対応等について、平時から理解の促進を図る。

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が発生した際に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により、感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数、入院患者数等を減少させ、確保した医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、町内でのまん延防止やまん延時に迅速に対応できるよう準備等を行う。

(2) 所要の対応

町は、国からの要請を受けて、町内におけるまん延に備え、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、町民の生命及び健康を保護する。その際、町民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

また、準備期で検討した指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置を始めとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、町民生活や社会経済活動への影響の軽減を図る。

(2) 所要の対応

3-1. 基本的な感染対策の徹底

町は、町民等に対し、換気、マスクの着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。

3-2. 外出等に係る県の要請の周知

町は、県が実施するまん延防止等重点措置や緊急事態措置に基づく外出自粛要請等について、地域の感染状況に応じて、町民等へ周知する。

3-3. 公共施設の使用制限

町は、県が実施する緊急事態措置（施設の使用制限・停止等）に基づき、地域の感染状況に応じて、公共施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や休館措置を実施する。

3-4. 学校の臨時休業

町は、町が所管する学校について、県の要請に基づき、学校保健安全法（昭和33年法第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等の措置を地域の感染状況を踏まえ、適切に実施する。

3-5. 保育施設の臨時休業

町は、町が所管する保育所、児童館、放課後児童クラブ等の保育施設について、地域の感染状況等を踏まえ、臨時休業等の措置を適切に実施する。

第4章 ワクチン

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンについて円滑な接種ができるよう、平時から着実に準備を進める。ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に、円滑な接種を実現するため、町は、国及び県のほか、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

(2) 対応

1-1. ワクチンの接種に必要な資材

町は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

表1 予防接種に必要なとなる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐ 消毒用アルコール綿 ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 ・ 酸素ボンベ等	☐ マスク ☐ 使い捨て手袋（S・M・L） ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト 【文房具類】 ☐ ボールペン（赤・黒） ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ 時計 ☐ はさみ ☐ ゴミ袋 【会場設営物品】 ☐ 机 ☐ 椅子 ☐ スクリーン ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫/保冷バッグ/保冷剤 ☐ ワクチン保管庫用冷凍庫・冷蔵庫 ☐ 耐冷手袋等 ☐ 簡易ベッド

1-2. ワクチンの供給体制

町は、実際にワクチンを供給するにあたっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、町内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

1-3. 接種体制の構築

1-3-1. 接種体制

町は、総合病院及び能登北部医師会（以下、「医師会」という。）等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

1-3-2. 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員については、町を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。特に登録事業者のうち住民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

このため、町は国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかな特定接種ができるよう、接種体制を構築する。

1-3-3. 住民接種*

町は、平時から以下の（ア）から（エ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

（ア）町は、国や県、総合病院及び医師会等の協力を得ながら、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制構築を図る。

（イ）町は県及び国の協力を得ながら、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する町以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

（ウ）町は、速やかに接種できるよう、総合病院及び医師会等の医療関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知、予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

（エ）町は、接種場所への移動が困難な高齢者等に対し、接種の機会が確保できるよう、関係団体等と協議を行い、必要な準備を行う。

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1 - 6 歳未満）	D	
乳児※	人口統計（1 歳未満）	E1	
乳児保護者	人口統計（1 歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6 歳 - 18 歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65 歳以上）	G	
成人	人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$

※乳児（1 歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

1-4. 情報提供・共有

1-4-1. 町民への対応

町は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行う。また、国が情報提供・共有する新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制、接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報について、ホームページや広報、SNS 等を通じて情報提供・共有を行い、町民等の理解促進を図る。

1-4-2. 町における対応

町は定期予防接種の実施主体として、総合病院及び医師会等の関係団体と連携し、県の支援の下、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び町民への情報提供等を行う。

1-5. DX の推進

- ① 町は、国が進めるマイナンバーカードを活用した予防接種事務のデジタル化や標準化（スマートフォン等への接種勧奨の通知、スマートフォン等からの予診情報の入力、医療機関からの電子的な接種記録の入力や費用請求等）に対応できるよう、町内の体制を整備する。新型インフルエンザ等が発生し、町が接種を開始する際に、迅速かつ正確に接種記録等の管理が行えるよう、国の基盤整備に合わせて町のシステム環境を適切に準備する。
- ② 町は、国が一括してワクチンの供給を担う場合に備え、町内医療機関等のワク

チン納入希望量を集約し、国や県に報告する体制を構築する。また、国が整備する情報基盤を活用し、予防接種の接種記録等を適切に管理・報告するとともに、医療機関等から報告される副反応疑い報告を円滑に収集・報告できる体制を整える。さらに、県との連携のもと、町内へのワクチン分配が円滑に行われるよう協力する。

第2節 初動期

(1) 目的

準備期から強化した接種体制等を活用し、国及び県と連携して、速やかな予防接種へとつなげる。

(2) 所要の対応

2-1. 接種体制の構築

町は、総合病院及び医師会等の関係者と連携し、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

2-2. ワクチンの接種に必要な資材

町は、第4章第1節1-1において必要と判断した資材について、適切に確保する。

第3節 対応期

(1) 目的

あらかじめ準備期に計画した接種体制に基づき、ワクチン接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ、関係者間で随時見直しを行い、柔軟な運用が可能となる体制を維持する。

(2) 所要の対応

3-1. ワクチンや必要な資材の供給

町は、国からの要請を受けて、ワクチンについて、町に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。

3-2. 接種体制

町は、国からの要請を受けて、準備期から初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

3-2-1. 特定接種

3-2-1-1. 地方公務員に対する特定接種の実施

町は、国と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。町職員係は、特定接種の対象となり得る町職員等を把握する。

3-2-2. 住民接種

3-2-2-1. 予防接種の準備

町は、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、国及び県と連携し、具体的な接種体制の準備を行う。

3-2-2-2. 接種開始

町は、予約受付体制を構築し、接種を開始する。

3-2-2-3. 接種体制の拡充

町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入居者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、介護保険部門や障害福祉部門、総合病院及び医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

3-2-2-4. 接種記録の管理

町は、地方公共団体間で接種歴を確認し接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

3-3. 健康被害救済

町は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

3-4. 情報提供・共有

町は、自ら実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。また、国からの要請を受けて、国に対して、接種に関する情報提供・共有を行う。

3-5. 特定接種に係る対応

町は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

3-6. 住民接種に係る対応

町は、予約受付体制を構築し、接種を開始する。接種順位については、国が決定した住民接種順位に従う。

また、町は実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。

広報に当たっては、接種の目的や時期、方法、ワクチンの有効性・安全性、優先接種の意義等について、わかりやすく伝える。

第5章 保健

第1節 準備期及び初動期

(1) 目的

町は、県等が収集・分析した感染症に係る情報を町民等に積極的に提供・共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、感染症有事の際の迅速な情報共有と連携の基盤作りを行う。

(2) 所要の対応

1-1. 研修・訓練等の実施

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国や県の研修等も活用しつつ、人材育成のための研修や訓練を実施し、新型インフルエンザ等の発生及びまん延を想定した業務内容に対応できる体制の準備や確認を行う。

1-2. 県への人材確保への協力

町は、流行開始（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表*）から1か月間において想定される保健所における業務量に対応するため、県から要請があった場合は、応援派遣に協力する。

1-3. 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

町は、県と連携し、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症の共有についても適切に配慮する。

第2節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、住民に最も近い町としての役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、町民の生命及び健康を保護する。

(2) 所要の対応

2-1. 主な対応業務の実施

2-1-1. 健康観察及び生活支援

- ① 町は、県が実施する健康観察に協力する。
- ② 町は、県から当該患者やその濃厚接触者*に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター*等物品の支給に協力する。

2-1-2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 町は、感染が拡大する時期にあたっては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、町民の理解を得るため、わかりやすく情報提供・共有を行う。
- ② 町は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって、配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

第6章 物資

第1節 準備期

(1) 目的

感染症対策物資等は、感染症有事においては、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、町は、感染症対策物資等の備蓄の推進等、必要な準備を行うことにより、感染症有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにする。

(2) 所要の対応

- ① 町は、町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等確認する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- ② 消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性がある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

第2節 初動期及び対応期

(1) 目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。町は、準備期に引き続き、感染症対策物資等の備蓄状況等の確認を適切に行い、有事に必要な感染症対策物質等の確保を促進する。

(2) 所要の対応

2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

町は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。また、感染状況等を踏まえ、必要に応じて、町関連機関等への配布先を決定し配布する。

2-2. 備考物資等の供給に関する相互協力

町は、新型インフルエンザ等の緊急事態において、必要な物質及び資材が不足するときは、国、県、近隣の地方公共団体等が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し互いに協力するよう努める。

第7章 町民生活及び地域経済の安定の確保**第1節 準備期****(1) 目的**

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置により、町民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、町は、自ら必要な準備を行いながら、町内事業者や町民に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。

(2) 所要の対応**1-1. 情報共有体制の整備**

町は、新型インフルエンザ等発生時に、町民生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、国、県、他市町、指定地方公共機関、関係業界団体との間で、連絡窓口となる部署及び担当者を決め、情報共有体制を整備する。

また、町では新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携また内部関係課局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

1-2. 支援実施に係る仕組みの整備

町は、新型インフルエンザ等発生時の支援実施に係る行政手続きや支援金の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな人々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

1-3. 物資及び資材の備蓄等

- ① 町は、町行動計画に基づき、第6節（「物資」における準備期）で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- ② 町は、事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

町は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における要配慮者等の把握や高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問

診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応について、県と連携し具体的手続きを決めておく。

1-5. 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

町は火葬を円滑に行うための体制を整備するため、国及び県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等の把握・検討を行う。

第2節 初動期

(1) 目的

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備を行い、事業者や町民に、事業継続のための感染対策等、必要となる可能性のある対策の準備等を呼びかける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、町民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

(2) 所要の対応

2-1. 町民生活への配慮

- ① 町は、来庁者向け及び庁舎執務室における感染対策を段階的に準備・実施する。
- ② 町は、公共施設での感染対策の段階的な準備・実施や施設の利用縮小・休止の検討及び町が実施するイベントでの感染対策の段階的な準備・実施やイベントの中止・延期の検討を行う。

2-2. 生活関連物資等の安定供給に関する町民等及び事業者への呼びかけ

町は、町民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品その他の町民生活との関連性が高い物資又は地域経済上重要な物資をいう。）の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。

2-3. 遺体の火葬・安置

町は、県を通じて国から要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保できるよう準備を行う。

第3節 対応期

(1) 目的

町は、準備期及び初動期での対応を基に、町民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

(2) 所要の対応

3-1. 町民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 心身への影響に関する施策

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じうる心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル*予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

3-1-2. 生活支援を要する者への支援

町は、国からの要請に応じ、高齢者や障害者等の要配慮者等に必要な生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送及び死亡時の対応等を行う。

3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合には、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 町は、町民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう、国及び県が実施する調査・監視により、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の周知・啓発を行う。
- ② 町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、それぞれの行動計画に基づき、県と連携し適切な措置を講ずる。
- ④ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態*において、町民生活との関連性が高

い物資もしくは役務又は地域経済上重要な物資もしくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

- ① 町は、県を通じて国からの要請を受けて、経営者に火葬場の火葬炉を可能な限り稼働させることを要請する。
- ② 町は、県を通じて国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、町が行う一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保することについて、必要な調整を行う。

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業者に対する支援

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による町内事業者の経営及び町民生活への影響を緩和し、町民生活および地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた町内事業者を支援するために必要な財政上の措置その他必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

3-2-2. 町による町民生活及び地域経済の安定に関する措置

町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町民生活及び町民の社会経済活動のため、以下の措置を行う。

① ごみ収集・処理

まん延時も一般廃棄物の収集・運搬・処理が適正にできるために必要な措置を講ずる。

② 安定的かつ適切な上下水道の供給

消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等の緊急事態において、水を安定的かつ適切に供給するための必要な措置を講ずる。

第3部 能登町新型インフルエンザ等対策推進体制

新型インフルエンザ等の発生に迅速かつ的確に対応するために、各段階に応じ、組織体制を整備する。

1 能登町新型インフルエンザ等対策庁内連絡会議（別表1）

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、町の危機管理として事態を的確に把握するとともに、町民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、県が石川県新型インフルエンザ対策警戒本部等を設置した場合には、健康福祉課長は、能登町新型インフルエンザ等対策庁内連絡会議（以下、「庁内連絡会議」という。）を設置し、関係課局における認識の共有を図るとともに、連携を確保し各課局の重要業務を継続する体制を整える。

2 能登町新型インフルエンザ等対策本部（別表2）

新型インフルエンザ等対策特別措置法が発動された場合、または、町内で感染が確認された場合、または、町民の生活、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、町長を本部長とする能登町新型インフルエンザ等対策本部（以下、「対策本部」という。）を設置し、迅速かつ的確な感染予防対策を講じる。

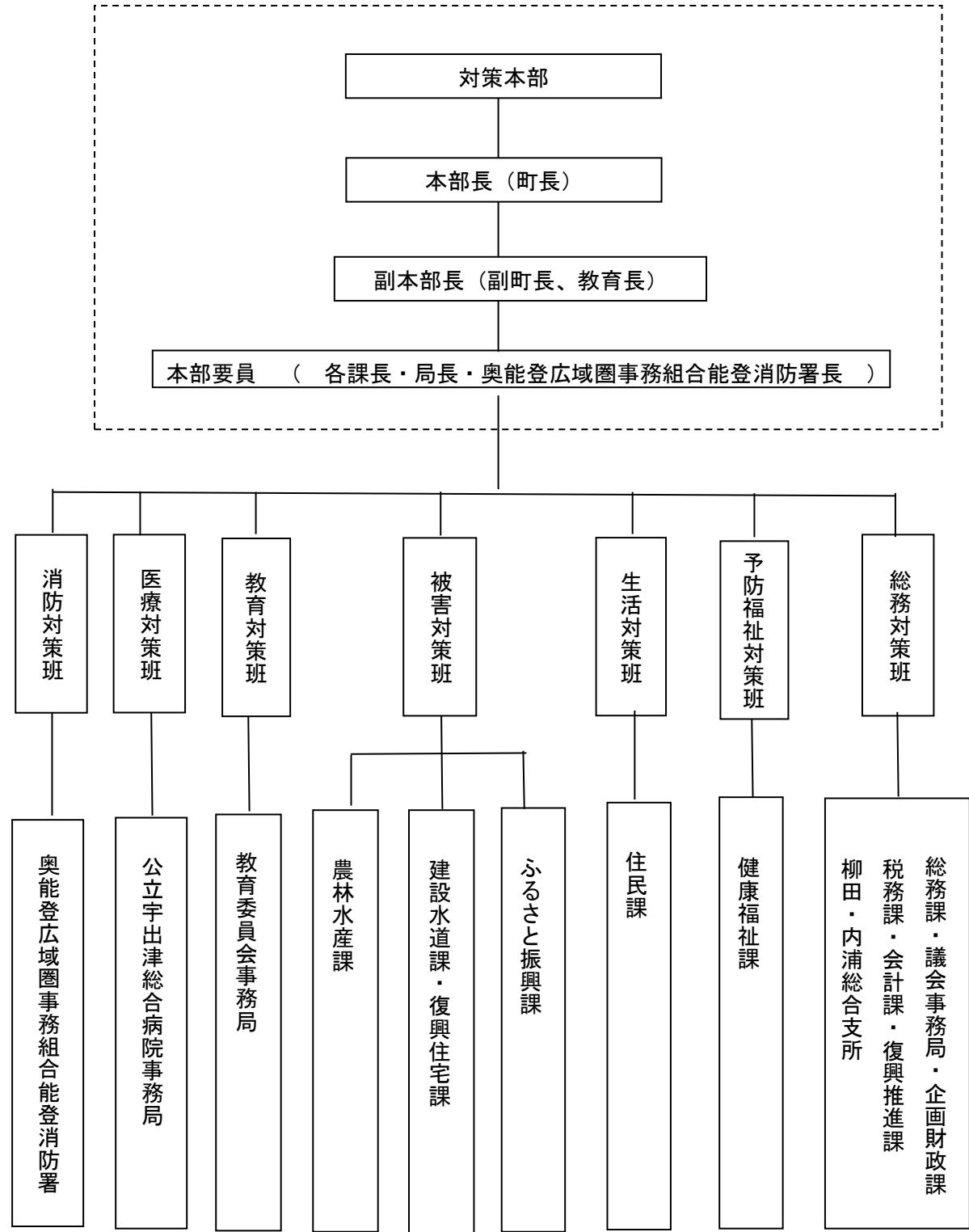
別表1 能登町新型インフルエンザ等対策庁内連絡会議 (R8.4.1現在)

会議の長	健康福祉課長
会議の構成要員	防災担当、消防担当、健康福祉担当、老人福祉担当、障害福祉担当、保育担当、教育担当、病院担当、その他庁内連絡会議の長が必要と認める者

別表2 能登町新型インフルエンザ等対策本部 (R8.4.1現在)

対策本部長	町長
対策副本部長	副町長、教育長
本部要員	総務課長、危機管理監、企画財政課長、税務課長、住民課長、ふるさと振興課長、会計課長、議会事務局長、農林水産課長、健康福祉課長、建設水道課長、建設水道課担当課長、復興推進課長、復興住宅課長、教育委員会事務局長、柳田総合支所長、内浦総合支所長、公立宇出津総合病院事務局長、奥能登広域圏事務組合能登消防署長

3 新型インフルエンザ等対策本部組織系統図



4 組織内各班における具体的な業務

班名	班長	班員	主な業務
総務対策班	総務課長	総務課	①対策本部の設置・運営・廃止に関する事
			②対策本部会議に関する事
			③対策本部の予算計画及び感染防止対策に係る資金調達に関する事
			④業務継続計画に関する事
			⑤各課局、支所との連絡調整に関する事
		議会事務局	⑥職員の動員及び配備に関する事
			⑦国・県との連絡調整に関する事
		企画財政課	⑧近隣市町との情報共有及び連絡調整に関する事
			⑨町会区長等への情報提供及び協力要請に関する事
			⑩感染防止対策業務の遂行に必要な車両の確保・配車に関する事
		税務課	⑪感染対策として必要となる備蓄・配布に関する事
		会計課	(消毒、防護服、マスク、手袋等)
			⑫その他の施設の管理及び集合自粛・臨時休業の要請に関する事
		復興推進課	⑬庁内の感染防止に関する事
			⑭報道機関等の対応に関する事
		柳田総合支所	⑮広報活動に関する事
			⑯管内における総合相談に関する事
		内浦総合支所	⑰議会との連絡調整に関する事
			⑱議員への連絡等に関する事
			⑲職員の感染予防、健康管理、特定接種に関する事
			⑳感染防止対策に関する経理出納に関する事
予防福祉対策班	健康福祉課長	健康福祉課	①庁内連絡会議の開催及び運営に関する事
			②対策本部との連携に関する事
			③相談窓口（健康相談）に関する事
			④新型インフルエンザに関する情報収集及び伝達及び感染状況等の報告に関する事
			⑤県健康推進課、保健福祉センターとの連絡調整に関する事
			⑥住民接種に関する事
			⑦医師会等関係機関との連携に関する事
			⑧障害者福祉施設、事業所への情報提供及び感染防止対策に関する事
			⑨障害者、高齢者（一人暮らし、高齢者のみ世帯）等の要援護者対策に関する事
			⑩社会福祉協議会との連絡調整に関する事
			⑪福祉団体等との連絡調整に関する事

班名	班長	班員	主な業務
			⑫高齢者福祉施設、事業所への情報提供及び感染防止対策に関すること
			⑬要支援、要介護者対策に関すること
			⑭保育所等の児童福祉施設の情報提供及び感染調査・緊急措置に関すること
生活対策班	住民課長	住民課	①ごみやし尿の非常時処理に関すること
			②火葬能力の限界を超えた場合の遺体の安置施設の確保に関すること
			③火葬に係る感染予防対策に関すること
被害対策班	ふるさと振興課長	ふるさと振興課	①町内事業所等及び商工会議所等との連絡調整に関すること
			②町内事業所等及び店舗等の感染予防及び発生状況調査に関すること
			③町内事業所等の経営維持に必要な措置に関すること
			④観光施設及び観光団体との連絡調整に関すること
		建設水道課	⑤外国人の支援に関すること
			⑥多言語による情報の伝達に関すること
		復興住宅課	⑦各種イベント等の開催に関すること
			⑧農林水産関連施設、団体の感染防止対策に関すること
		農林水産課	⑨建設水道関連施設、団体の感染防止対策に関すること
			⑩公営住宅の感染防止対策に関すること
			⑪感染時の給水対策、下水処理対策に関すること
			⑫事業委託関連業者等への感染防止対策及び情報提供に関すること
教育対策班	教育委員会事務局長	教育委員会事務局	①教育委員会事務局内の対応事項調整に関すること
			②学校教育関係施設への情報提供及び感染防止対策に関すること
			③児童、生徒、教職員の感染防止対策、感染調査及び応急対策に関すること
			④児童、生徒、教職員の健康管理、家庭への啓発、相談、指導に関すること
			⑤教職員の動員及び調整に関する事項
			⑥生涯学習関係施設への情報提供及び感染防止対策に関すること
			⑦PTA等教育関連団体への協力要請に関すること
			⑧各種イベント、集会等の開催に関すること
			⑨各地域における各種イベント、集会等の開催に関すること
			⑩体育関係施設への情報提供及び感染防止対策に関すること
			⑪スポーツ少年団等各種団体の感染防止対策に関すること
医療対策班	公立宇出津総合病院事務局長	公立宇出津総合病院	①医療提供体制の確保に関すること
			②医療措置協定に関すること
			③院内での感染対策の研修や訓練、個人防護具等感染症対策物資等の確保に関すること
			④パンデミックワクチン*の接種に関すること

班名	班長	班員	主な業務
消防対策班	奥能登広域圏事務組合能登消防署長	奥能登広域圏事務組合能登消防署	①患者救急搬送に関すること（医療機関との連絡調整）
			②資機材の調達に関すること
			③消防車両の燃料確保に関すること

用語	内容
医療計画	医療法第30条の4第1項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。
医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者(新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。)、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。 無症状病原体保有者: 感染症法第6条第11項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。
感染性	「感染性」は、学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことを指す用語であるが、本行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことを指す言葉として用いている。なお、学術的には、「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」を指す用語として「伝播性」が使用される。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症指定医療機関	町行動計画においては、感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品(薬機法第2条第1項に規定する医薬品)、医療機器(同条第4項に規定する医療機器)、個人防護具(着用することによって病原体等にはばく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要な不可欠であると認められる物資及び資材。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のような毎年の抗原変異が起こらないB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。

用語	内容
業務継続計画 (BCP)	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、国において、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
健康危機対処計画	地域保健対策の推進に関する基本的な指針(平成 6 年厚生省告示第 374 号)に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び地方衛生研究所等が策定する計画。策定に当たっては、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえることとされている。 地方衛生研究所：地域保健法第 26 条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う都道府県等の機関(当該都道府県等が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関。)をいう。本行動計画では、県保健環境センター及び金沢市衛生研究所を「地方衛生研究所」という。
検査等措置協定	感染症法第 36 条の 6 第 1 項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。

用語	内容
国立健康危機管理研究機構 (JIHS)	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、令和7年(2025年)4月に設立された国立健康危機管理研究機構。 国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
指定(地方)公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症(感染症法第14条の報告に係るものに限る。)及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症(全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表	感染症法第44条の2第1項、第44条の7第1項又は第44条の10第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が感染症法第16条第1項に定める情報等を公表すること。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。

用語	内容
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
地域保健対策の推進に関する基本的な指針	地域保健法第4条の規定に基づき、厚生労働大臣が地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るために定める指針。
登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。
特定接種	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
濃厚接種者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度（血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンのうち酸素が結合している割合）を測定する医療機器。
パンデミックワクチン	流行した新型インフルエンザ等による発症・重症化を予防するために開発・製造されるワクチン。
病原性	「病原性」は、学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、本行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」を指す用語として「毒力」が使用される。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。

用語	内容
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応(必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等)のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。
EBPM	エビデンスに基づく政策立案(Evidence-Based Policy Making の略)。(1)政策目的を明確化させ、(2)その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり(ロジック)を明確にし、(3)このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス(根拠)を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。
ICT	Information and Communication Technology の略。 情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティやAI等が含まれる。
PDCA	Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。
5類感染症	感染症法第6条第6項に規定する感染症。新型コロナは、令和5年(2023年)5月8日に5類感染症に位置付けられた。

能登町新型インフルエンザ等対策行動計画

令和 8 年 6 月改定

石川県能登町健康福祉課

〒927-0492 能登町字宇出津ト字 5 0 番地 1

TEL 0768-62-8514 FAX 0768-62-8506

e-mail kenkousuishin@town.noto.lg.jp